

合に喘や乍ら漸次中央及び地方に進出し、常に政界の
浄化に對して二種痛烈なる批判と刺戟とを投げかけつ
ゝある。

又政府は特に社會問題の趨勢を考慮し、共産主義其
他極端過激なる思想運動を嚴に取締ると共に、工場法
を改正し、争議調停法を設くる等厚々労働關係法規を
改善して労働保護の實を擧ぐるに努め、また農村問題
に就いては小作争議調停法、自作農制定其の他農村振
興の方策を講じた。最近

設置し労働組合法、小作法等の社會立法の整備を急か
し、失業対策を審議し以て國民生活の向上、民心の安定
に努力しつつあるが如くである。

本會創立正に十星霜、多くの誤解や非難に對し忍苦

の戦を續けつ、終始中正の大道を嚴守し、赤誠を披瀝
して勞資両者の自省偕調を促し、微力を社會正義の實
現に献け來つた。而して各種社會運動の大勢が年々遂
うて社會政策の具体化、協調精神の實現に向ひつ、あ
ること上述の如くである。